



ひとり親家庭にエールを届ける

YELLながさき通信

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター

2025年1月

No.116

特集 「内職」と「在宅ワーク」の違い

最近、ひとり親家庭から「家で出来る仕事はないですか？」という内容の相談が多くみられます。

在宅でできるお仕事の中には、主に「内職」と「在宅ワーク」の2種類があります。

どちらも、自宅で業務を行い納品するという点では、共通していますが、「内職」とは、被雇用者に区分されるのに対し、「在宅ワーク」個人事業主というカテゴリーに区分されます。

似ているようで違っている点もある「内職」と「在宅ワーク」。

そこで今回は、内職についての情報をお伝えします。

■内職の定義について

内職とは、パーツ部品の組み立てやパッケージングなどの梱包作業の他、シール貼りなど、企業やメーカーなどに雇用され、受け取った原材料を使って自宅で行う業務全般のことと大まかに定義されます。また、法律上、内職従事者は、企業から雇用されている被雇用者という区分に分類されています。

一方、在宅ワークは、受注した業務を自宅などで行い、クライアントに納品するという内職に類似する業態のお仕事ですが、法律上は、内職と違って個人事業主に区分されています。



内職と在宅ワークは似ているようで違った部分もあるので、このポイントを覚えておきましょう。

■内職の仕事内容について

内職のお仕事は、製造業者や物流会社などから原材料となるパーツ部品を受け取ったり、梱包作業やパッケージに必要な資材を預かって自宅で組み立てや軽作業を行うお仕事です。

加工や組み立てなど、作業内容は会社によって異なりますが、基本的には単純作業が多く、検品や袋詰めなど、未経験者でも誰でも取り組める内容の場合がほとんどです。

内職のお仕事は、出来高制になっており、納品数や納期もあらかじめ決められているため、隙間時間をつかってコツコツと続けていく必要があります。

■内職と在宅ワークの違いについて

内職と在宅ワークの違いとは、仕事上の立場だけではありません。内職なら家内労働法に基づいて、工賃の最低金額や安全面などの最低限の労働環境が保証されています。

一方で、在宅ワークに適用される下請法という法律では、最低賃金が保証されていないのです。

そのため、在宅ワークの中には、内職に比べて非常に単価の低い業務などがあり、時給換算すると同様の仕事を企業で行うよりもはるかに収入が低いお仕事も存在しています。

また、内職では、手作業や軽作業など、体を動かして実際に物を組み立てたり、梱包したりするお仕事が多いのに対し、在宅ワークでは、パソコンなどを駆使して受注するお仕事がほとんどです。在宅ワークでは、体よりは頭を使うお仕事が多く、無資格・未経験でもできる案件もたくさんありますが、デジタルメディアを使うことに慣れていない方には、内職に比べて負担が大きい働き方になります。

内職の報酬は、アルバイトやパート勤務と違って、時給ではなく出来高に応じて支払われることがほとんどです。内職で請け負う業務によっても報酬は異なりますが、歩合制を採用していますので、納品数が多ければその分収入もアップしますが、作業単価は安いものだと1円にも満たない案件もあります。とにかく数をこなさなければ収入が見込めないという傾向にあります。

■働き方の相談をするなら

私たち YELL ながさきは、長崎県にお住まいのひとり親家庭の母・父及び寡婦、ひとり親家庭の子に対し、就労を始めとする様々な下記の支援を実施しています。

「こんな相談をして良いの?」「どこに聞いて良いかわからないんだけど」など気になる事があればいつでもご相談ください。専門の相談員が対応します。

◆ 就労支援・相談

履歴書・職務経歴書の書類作成や模擬面接、履歴書用の写真撮影、面接用のスーツ貸出しや、地域の実情に応じた、就業に結び付く可能性の高い「技能」や「資格」を取得する就業支援講習会。自立の第一歩として、就職活動の不安を解消するための就職支援セミナーです。



◆ 弁護士無料相談

毎月第3水曜日の13:00～16:00に養育費の取り決めや履行の確保、消費者金融や悪質商法などの法律問題について無料相談を行います。来所できないときは電話やオンラインで弁護士とつなぎ相談することが出来ます。

◆ 親子交流事業

父母が自分たちの力で親子交流を実施できないとき親子の良い関係を育むために、第三者を入れて行う子どもの支援事業です。親子交流がうまく実施できていない方、これから親子交流を始めようと思われている方を対象に、「親子交流援助無料個別相談会」「親子交流セミナー」を開催しています。

※詳細については、YELL ながさきホームページを <https://www.yell-nagasaki.jp/> をご覧ください。

発行

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター（YELL ながさき）

〒852-8104 長崎市茂里町3番24号 長崎県総合福祉センター 県棟2階

TEL 095-801-4445 FAX 095-801-4446 ホームページ <https://www.yell-nagasaki.jp>

運営主体：一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき